

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和5年度決算ベース】

令和元年10月1日より消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和5年度風間浦村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 22,522 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 266,309 千円

（単位：千円）

事業名		令和5年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	67,146	48,953	0	0	2,492	15,701
	高齢者福祉事業	29,483	0	0	1,361	3,853	24,269
	児童福祉事業	78,525	15,225	0	7,004	7,713	48,583
	母子福祉事業	4,110	1,011	0	0	425	2,674
	小 計	179,264	65,189	0	8,365	14,483	91,227
社会 保険	介護保険事業特別会計繰出金	42,405	4,773	0	0	5,156	32,476
	国民健康保険事業特別会計繰出金	22,070	12,281	0	0	1,341	8,448
	後期高齢者医療特別会計繰出金	12,058	7,590	0	0	612	3,856
	小 計	76,533	24,644	0	0	7,109	44,780
保健 衛生	疾病予防対策事業	4,150	0	0	0	569	3,581
	健康増進対策事業	6,362	724	0	3,000	361	2,277
	小 計	10,512	724	0	3,000	930	5,858
合 計		266,309	90,557	0	11,365	22,522	141,865